

時代考証（資料による考察）

小 野 英 治

（会員）

現在、普通に話されていることも、その由来を調べてみますと誤り伝えられていることが多いようです。

「江戸時代には徳川幕府領を天領と称していた。」と一般に信じられているようですが、当時、天領と呼称したと記されたものはないようです。

二〇〇二年発行の『知ってるつもり？ 小藩分立』（大分県立先哲史料館）では、幕府領で「徳川幕府の直轄領（幕府領）は、現在天領と呼ぶことが多いようですが、これは明治維新の時に使われた呼称で、江戸時代では御料などと呼ばれました。」と明記されています。

村上直著『天領』には次のようにあります。

天領とは、江戸幕府が直接支配していた領地のことを

いう。従って一般に幕府直轄領、または単に幕府領と呼ばれた所領がこれに当たるのである。もともと、当時の江戸幕府の法令や通達には天領という語は直接使っていない。大名領や旗本領を私領とよび、これに対して幕府領を御料所または御領と普通は記している。

天領という呼称は、明治維新の際に旧幕府領が新政府の直轄となったため、天朝御料と称したことに由来すると思われるが、そのため語源的には「天皇領地」からでたものということが出来る。江戸時代の將軍を公方くぼうとも称していたから、結局、幕府領を天領とよぶようになったと言ふことができるであろう。

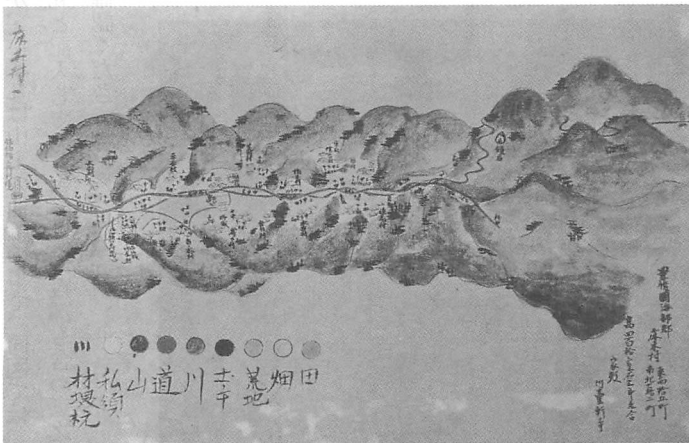
天皇領地から天領、公方（公儀）領から公領はわかりませんが、公方から天領は、どうも無理なこじつけのようです。鳥羽・伏見の戦いで敗れた幕府軍は朝敵になり領地を没収され、左記の『知ってるつもり？ 小藩分立』によりますと、幕府領は明治元年（一八六八）四月二十五日に日田県（天領）となり、佐伯藩預かり所（床木・堅田）は明治三年十二月二十四日に日田県に、杵築・日出・府内・森藩の分治である旗本領は明治二年十二月二日に日

田県になっています。明治四年七月十四日他の豊後七藩は藩名と同じ県（廢藩置県）となり、同年十一月十四日、県内すべて大分県となっていますので、天領時代は長くとも三年、佐伯藩預かり地のように一年に満たない地もあつたようです。

つまり明治になってから天領と称されるようになったようですが、それが、なぜ江戸時代からあつたようになったのでしょうか。これは明治新政府の強力な政治力によるものとは考えています。幕府領より天領の方が親しみやすいし、他とは異なるのだという優越感を持たせることで、領民を支配しやすくしたものでしょうか。それが江戸時代から天領と呼称していたと信じ込ませたと思われてならないのです。

藩の呼称はどうでしょうか。『角川日本史辞典』によれば「江戸時代、大名の支配する領域およびその支配機構。大名領を藩と呼ぶのは江戸中期以降。幕藩体制を中国の封建制になぞらえ、諸大名を幕府の藩屏として意識するところに由来するが、公称としては、一八六八年（明治元年）維新政府が旧幕府に府・県制を設けたのに対し、旧大名領を藩と称したのに始まる。」とあり、これも明治以降

の呼称となります。私も「臼杵藩」と刷られた木版野紙に書かれた公文書を見たことがあります。これは明治二
年頃の内容でした。



江戸時代の床木村の図（個人所有）

左端に佐伯領上野村境の記入と標柱がみられ、○私領（佐伯領）の凡例がある。

幕府領床木村の中にも三カ所私領があつた。

佐伯藩については、現在、直川振興局前に「従是東佐伯領」の石柱がありますが、これは、見明峠（岡領宇目との境）に建てられる予定のものであったと伝えられています。つまり藩名でなく領名であり、これは全国共通したものでありません。

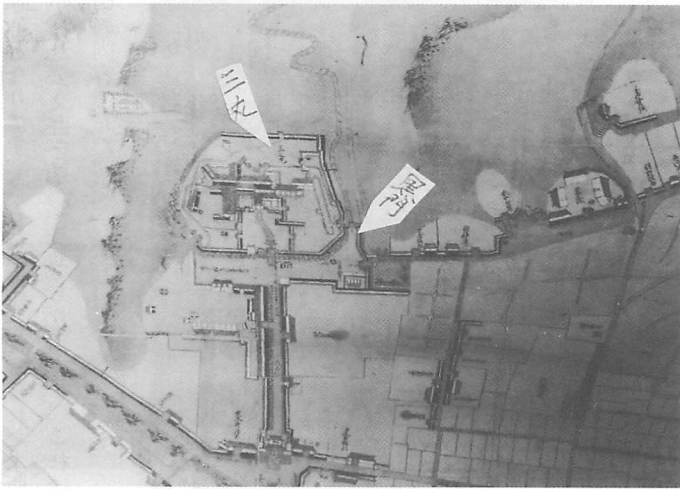
なお「毛利藩」と城主名を藩名とする例はなく、これは、かつて「佐伯春まつり」で「毛利藩大名行列」と称していたのがおこりで、その後「佐伯藩大名行列」と訂正されています。

先日、バス旅行での時、ガイドさんが「黒田藩」「鍋島藩」と説明されていたので、本人だけに『福岡藩』『佐賀藩』が正当ですと訂正をお願いしましたが、これはバス会社の責任でもあり困ったものです。

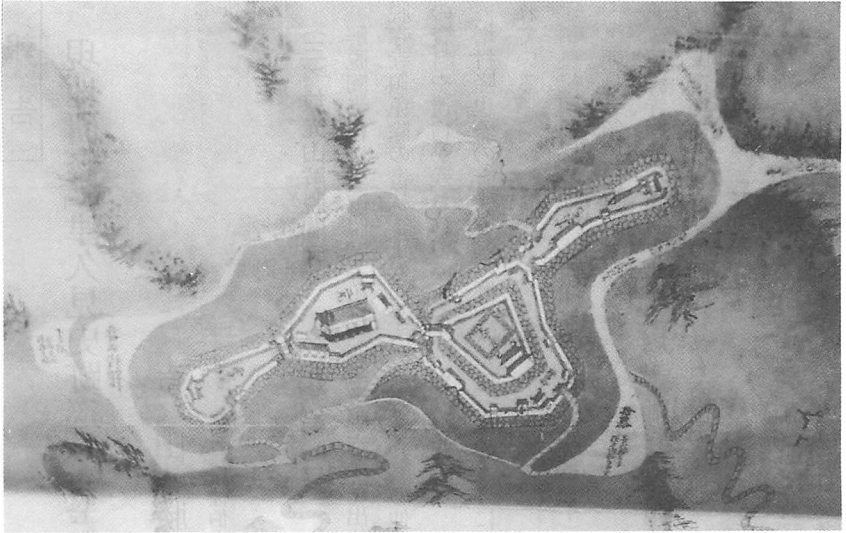
佐伯城についての誤りとしては、現存三之丸櫓門を通称黒門と記したものがありますが、佐伯城の城郭建築物は、すべて黒い下見板張りであり、適当な呼称ではありません。

元文三年（一七三八）『御城並城下絵図』（佐伯市教育委員会所蔵）では、城山登山道入口にあった門を黒門と記しています。次に三之丸の上段を二之丸と俗称しています

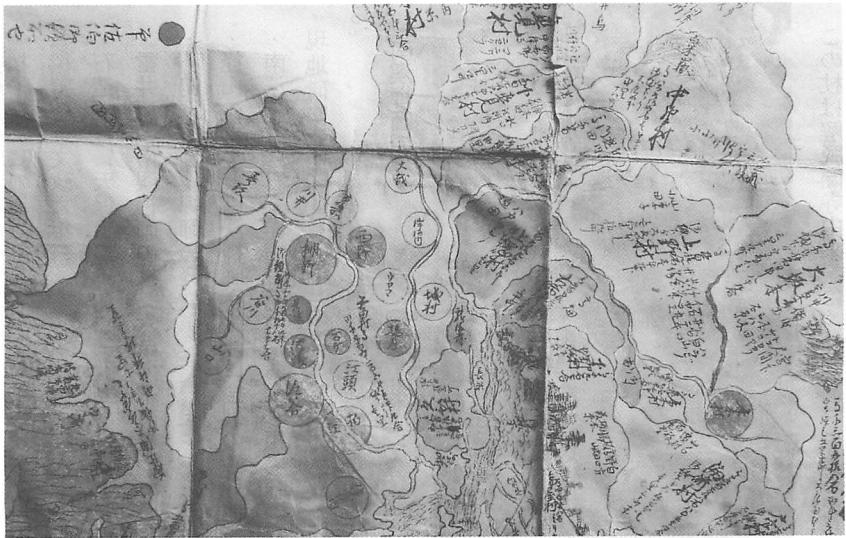
が、二之丸は山上の曲輪の事で、同図では、この所に三之丸と記入しております。御殿部も含め三之丸ですので御確認ください。



元文三年御城下絵図：城山登山道入る所に三ノ丸の文字がある。



元文三年、御城絵図：二ノ丸の記名が山城の部分にある。



寛政十二年 佐伯領内図（部分：個人蔵）
 絵図の左上に ○印：佐伯御預所也の記入がある